

# 事業主のみなさまへ

平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります

## ◆ 雇用保険の適用拡大について

現行では、新たに65歳以上の労働者を雇い入れた場合、雇用保険へ加入することができませんでしたが、平成29年1月1日以降「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。

### ○ 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合

事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」（以下「資格取得届」という。）を翌月10日までに提出してください。

### ○ 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となりますので、事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を平成29年3月31日までに提出してください。

### ○ 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

特に届出は不要です。

## ◆ 雇用保険の適用要件

1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあること

## ◆ 保険料の徴収について

平成31年度までは免除となります。

詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）の雇用保険窓口まで

宮崎公共職業安定所	0985-23-2245	延岡公共職業安定所	0982-32-5435
日向公共職業安定所	0982-52-4131	都城公共職業安定所	0986-22-1745
日南公共職業安定所	0987-23-8609	高鍋公共職業安定所	0983-23-0848
小林公共職業安定所	0984-23-2171		

\*詳しくは、宮崎労働局のホームページ (<http://miyazaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>) にも掲載しています。

宮崎労働局労働保険徴収室 Tel. 0985-38-8822